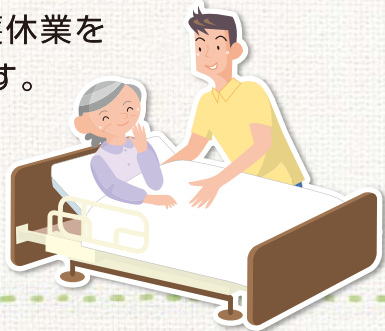


2 育児・介護休業法の概要

1 介護休業

(第11条～第15条)

労働者は、事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに1回、通算して**93日(限度)**まで介護休業を取得することができます。



2 介護休暇

(第16条の5、第16条の6)

労働者は、事業主に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族が1人である場合は、**年5日**、2人以上の場合は**年10日**を限度として、介護休暇を取得することができます。



3 時間外労働(残業)の制限

(第17条、第18条)

事業主は、家族の介護を行う労働者が請求した場合には、1か月**24時間**、1年**150時間**を超える時間外労働をさせてはなりません。



4 深夜業の制限

(第19条、第20条)

事業主は、家族の介護を行う労働者が請求した場合には、**深夜(午後10時から午前5時まで)**において労働させてはなりません。

5 勤務時間の短縮などの措置

(第23条、第24条)

就業しつつ対象家族の介護を容易にするために、次のような措置があります。

- ① **短時間勤務制度**
- ② **フレックスタイム制度**
- ③ **時差出勤制度**
- ④ **介護費用の援助**



6 不利益取扱いの禁止

(第10条、第16条、第16条の7、第18条の2、第20条の2、第23条の2)

事業主は、介護休業等の申し出をしたこと又は取得をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはなりません。